

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和6年度）

住 所 千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目 1 番 1 2 号

事業者名 船橋新京成バス株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 取締役社長 原 一彰
担当者名（役職名及び氏名） 営業部安全推進課長補佐 平石 英二
連絡先 営業部安全推進課 047-443-2091

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	当社が保有する乗合バス車両についてはノンステップバスの導入を継続、2024年度の導入率は72.9%となった。前年度に引き続き車両の代替更新時にノンステップバスを導入し超高齢化社会への及び車イス利用者等がバスを利用しやすい環境整備を推進する。	ノンステップバス9両導入 133両中97両 導入率：72.9%

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
必要な設備を用いた役務の提供 設備を用いた情報提供	車椅子固定装置やスロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう実車を用いた教育訓練を継続して実施。 バスロケーションシステムまたはバスビジョン（運行情報WEB提供システム）を使用して運行情報を提供及び文字による付帯情報提供継続のため、設備の維持管理、情報更新を実施。 視覚的な情報提供の促進のため、バスターミナルのデジタルサイネージ化並びに総合案内表示機の設置を行った	新入社員研修及び乗務員集合研修で実施 適宜実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客に対する情報提供の改善 旅客に対する移動円滑化支援	バス代替時、車外の行先表示器を従来型LEDから白色LEDに変更し、視認性を向上させる。 高齢者用特殊定期券のIC化及び障害者用PASMOの導入に伴う移動円滑化促進。	車両を代替することにより実施 実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
地域会議や 鉄道、バスで の情報提供	地域公共交通会議へ出席し、高齢者特殊ＩＣ定期券・障害者用パスモのＰＲを実施。	実施済み
鉄道・バスに おける情報提 供の拡充	鉄道・バス車内において、高齢者特殊ＩＣ定期券・障害者用パスモのＰＲを実施。	実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の意 識・技術の向 上	車椅子固定装置やスロープ板等、車載設備の確実な操作を行うため、新規採用乗務員研修、全乗務員を対象とした乗務員集合研修において実技研修を実施。 スロープ板の操作方法が車種により異なるため、円滑に操作し、落下事故を未然に防ぐため各車両に操作方法を記載した掲示物を貼付。	新入社員研修、乗務員集合研修で実施 実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子による バス利用方法 の掲載	車椅子による乗降方式等をホームページに掲載	未実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

車椅子をご利用のお客様のスムーズな乗降のため、バス停留所周辺のガードパイプ及びガードレールの移設、撤去を行政へ要請し一部実施。 上屋・ベンチの設置については利用が多くかつ設置可能な個所には概ね設置が済んでいるため、行政側と既存設置物の維持修繕方策について検討を実施した。
--

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

--

Ⅱ 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2025年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数				
					計	スロープ板を備 えたもの		リフト を備え たもの	計	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの
前年度車 両数	142	142	96	46				0	0						
年度内に 供用を開 始した車 両数		8	12	2											
年度内に 供用を廃 止した車 両数		8	11	12				2	2						
年度末車 両数	133	133	97	36				0	0						

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。